

町村會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

第四百十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ郡長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ郡長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス

前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其他ノ吏員ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四百十四條 町村長、助役、收入役又ハ副收入役ニ故障アルトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ町村費ヲ以テ辨償セシムヘシ

臨時代理者ハ有給ノ町村吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム

第四百十五條 左ニ掲クル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事
- 三 町村債ヲ起シ或ハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス
- 四 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事
- 五 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事
- 六 使用料手数料及加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

第四百十七條 左ニ掲クル事件ハ郡長ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事
- 二 特別基本財産及積立金等ノ管理及處分ニ關スル事
- 三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止スル事
- 四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事
- 五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事
- 六 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事
- 七 第二百二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムル事
- 八 第四百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲ス事
- 九 第四百五條ノ規定ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事

第四百十八條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ許可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

第四百十九條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ輕易ナル事件ニ限リ許可ヲ受ケシメサルコトヲ得

第四百五十條 府縣知事又ハ郡長ハ町村長、助役、收入役、副收入役、區長、區長代理者、委員其ノ他ノ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副收入役ニ對スル解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ行フ

懲戒審査會ハ内務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ



其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トス知事故障アルトキハ其代理者會長ノ職務ヲ行フ  
府縣各舉職事會員ノ互選スヘキ會員ノ選舉權及任期並懲戒審查會ノ招集及會議ニ就テハ府縣制中各  
舉職事會員及府縣參事員ニ關スル規定ヲ準用ヘ但シ補充員ハ之ヲ設ケルノ限ニ在ラス  
解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ郡縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不  
服アルトキ又ハ府縣知事ノ處分ニ付テハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
府縣知事ハ町村長助役收入役及副收入役ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合  
ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給與ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間中町村ノ公職ニ選舉セラレ又ハ任命セラレルコトヲ得ス  
第百五十一條 町村吏員ノ服務紀律、賠償責任、身元保證及事務引續ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ命令ニハ事務引續ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

第九章 雜 則

第百五十二條 郡長ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數郡ニ涉ルモノアルトキハ府縣知事ハ關係郡長ノ具狀ニ依  
リ其ノ事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ其ノ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ內務大臣ハ關係府縣知事ノ  
具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ

第百五十三條 府縣知事又ハ參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ內務大臣ハ關  
係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣參事會ヲ指定スヘシ

第百五十四條 郡ニ關スル規定ハ島廳管轄區域ニ關シ之ヲ適用ス(大正十年四月法律第五九號追加)  
第百五十五條 本法ニ於ケル直接稅及間接稅ノ種類ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百五十六條 町村又ハ町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ町村ノ事務ニ必要ナル事項  
ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七條 本法ハ北海道其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス (同上改正)  
前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムルコトヲ得

附 則

第百五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第百五十九條 本法施行ノ際現ニ町村會議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設ケル町村組合會議員ノ職ニ  
在ル者ハ從前ノ規定ニ依リ最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其職ヲ失フ

第百六十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處  
セラレタル者ト看做ス但シ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス  
第百六十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (大正十年法律第五九號附則)

本法中公民及選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ  
定ム



〔一一〕 政黨

政黨とは同主義の政客が其主張を貫徹せんがため組織せる団体なり。故に其主義方針によりて綱領、黨則を異にすれども、大体に於て相似たるものなり。左に某政黨の規約を示すべし。

何々會綱領

- 一、皇室ヲ中心トシテ建國ノ大義ヲ顯彰スヘシ
- 一、開國進取ノ國是ヲ恢弘スヘシ
- 一、憲法ノ條章ヲ恪守シ天皇ノ大權ヲ尊重シ責任ノ大權ヲ嚴明ニシ憲政有終ノ美ヲ濟スヘシ
- 一、列國トノ交誼ヲ敦ウシ威信ヲ中外ニ宣揚シテ以テ世界ノ平和ニ貢獻スヘシ

- 一、財政經濟ノ基礎ヲ鞏固ニシテ國力ノ充實ヲ圖ルヘシ
- 一、世界ノ形勢ニ鑑ミ國力ニ應シテ國防ノ充實ヲ期スヘシ
- 一、教育ヲ普及シテ國民ノ智徳ヲ進メ立憲思想ノ涵養ニカムヘシ
- 一、産業ノ振興ヲ圖リ交通ノ發達ニ務メ以テ國富ノ増進ヲ期スヘシ
- 一、社會改良ノ政策ヲ實行シ國民生活ノ向上ヲ圖ルヘシ
- 一、庶政ヲ更張シ綱紀ヲ振作シ地方自治ノ肅清ヲ期スヘシ

何々會規約

第一章 組織及會員

- 第一條 本會ハ何々會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ各地方ニ置ク
- 第二條 本會ニ總裁一人ヲ置キ會務ヲ總理ス
- 第三條 總裁ハ大會ニ於テ選舉シ更ニ選舉ヲ行フ迄在任ス
- 第四條 本會ニ總務七人以内ヲ置キ總裁ヲ補佐ス



第五條 總務ハ大會ニ於テ選舉シ其任期ヲ一年トス

第六條 本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

顧問及相談役ハ總裁之ヲ囑託ス

第七條 本部ニ幹事長一人、幹事若干名ヲ置ク

幹事長ハ會務ヲ處理ス

幹事ハ幹事長ヲ佐ケ會務ニ從事ス

第八條 幹事長及幹事ハ總裁之ヲ指名シ其任期ハ一年トス

總裁ハ幹事ノ中ヨリ五人以内ヲ指名シ常任幹事トス

第九條 總裁ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ他ノ機關ヲ設置スルコトヲ得

第十條 各地方ニ於テ支部又ハ支部ニ代ルヘキ團體ヲ置ク時ハ本部ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十一條 本會ニ加入セムトスル者ハ會員二人以上ノ紹介ヲ以テ本部又ハ支部ニ

届出テ其承認ヲ受クルヲ要ス

第十二條 本會ヲ脱退セムトスル者ハ本部又ハ支部ニ通告スヘキモノトス

第十三條 會員ニシテ不都合ノ行爲アリト認ムル者ハ之ヲ除名ス

第二章 大會及評議員會

第十四條 大會ハ本會所屬ノ帝國議會議員、同前議員、評議員、本部役員、政務調査會員並各支部ヨリ選出シタル代議員ヲ以テ成立ス

代議員ノ數ハ各支部五人以内トス但東京府ハ十五人以内トス

支部ニ代ハル團體ハ支部ニ準シ代議員ヲシテ大會ニ會同セシムルコトヲ得

第十五條 大會ハ毎年一回總裁之ヲ召集シ會務ノ大綱ヲ議定ス總裁ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

大會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ評議員會、議員總會ノ聯合會ヲ開キ大會ニ代リテ議決スルコトヲ得



第十六條 評議員會ハ大會ニ於テ選舉シタル評議員ヲ以テ組織シ本會重要ノ事項

ヲ議決ス但支部長ハ評議員會ニ出席シ評決ノ數ニ加ハルコトヲ得

第十七條 評議員ノ定數ハ六十人トシ其任期ハ一年トス

第十八條 評議員會ハ會員ノ互選ニ依リ會長一人、副會長二人ヲ置ク

第三章 議員總會及政務調査會

第十九條 議員總會ハ本會所屬帝國議會ノ議員ヲ以テ組織シ帝國議會ノ問題ニ關

スル諸般ノ事項ヲ議決ス

第二十條 議員總會ハ適宜之ヲ部ニ分チ帝國議會議案ノ審査ニ從事ス

第二十一條 議員總會ハ會長一人、副會長二人、各部ニ部長一人、理事一人ヲ置

キ會又ハ部ノ互選トス

第二十二條 政務調査會ハ總裁ノ指名シタル委員ヲ以テ組織シ其任期ハ一年トス

第二十三條 政務調査會ハ會長一人、副會長二人及理事若干名ヲ置キ委員中ニ就

キ總裁之ヲ指名ス

第二十四條 政務調査會ハ適宜之ヲ部ニ分チ各部ニ主査一人ヲ置キ、會長之ヲ指  
名ス

主査事故アルトキハ會長ハ理事ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第四章 會計

第二十五條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス

第二十六條 本會ニ會計監督二人ヲ置キ總裁之ヲ指名ス

第二十七條 總裁ハ幹事ノ中ヨリ會計係ヲ指名シ會計事務ヲ專掌セシムル事ヲ得

附 則

第二十八條 本規約ハ大會ノ議決ヲ經ルニ非サレバ變更スルコトヲ得ス



# 〔一二〕 労働組合

労働組合とは各種労働者の團結にして、農作組合、造船工組合、機械工組合、官業労働組合等産業別に區分せらる。左に某農作組合の準則を示さん。

## 何々村農作組合同規約

### 第一章 總則

- 第一條 本組合ハ何々村農作組合同稱ス
- 第二條 本組合ハ組合員相助共同ノ精神ヲ尙ヒ地位ノ向上智識ノ開發技能ノ進歩ヲ計リ以テ國家ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス
- 第三條 本村内ニ住居スル借地農作人ニシテ滿十六歳以上ノ男女ハ本組合員タルコトヲ得
- 第四條 本組合事務所ヲ組合長ノ居宅ニ置ク
- 第五條 本組合ハ毎年秋季ニ定期大會ヲ開キ會務ノ報告ヲナシ役員ノ改選ヲ發表ス  
緊急必要アルトキハ臨時大會ヲ開クコトヲ得
- 第二章 事業
- 第六條 本組合ノ事業ハ左ノ如シ

- (一) 農事改良ニ關スルコト
- (二) 農村振興ニ關スルコト
- (三) 其他必要ト認メタル事業

### 第二章 關

- 第七條 本組合員ハ個人又ハ數人共同ニテ月刊雜誌若ハ新聞ヲ講讀スルモノトス
- 第八條 本組合ハ各區ニ支部ヲ設ケ支部長一名協議員若干名ヲ支部總會ニ於テ選舉ス
- 第九條 本組合協議員會ハ各支部協議員ノ全員ヲ以テ組織シ組合長ノ選舉、豫算及決算、其他重要事項ヲ議決ス
- 第十條 本部ニ組合長一名理事若干名ヲ置ク  
組合長ハ事務ヲ總理シ本組合ヲ代表ス
- 第十一條 協議員其他役員ノ任期ハ一ケ年トシ再選ヲ妨ケス
- 第十二條 本組合ハ協議員會ノ決議ニヨリ顧問ヲ囑託スルコトヲ得
- 第十三條 本組合員ハ組合費トシテ一ケ年金六十錢ヲ前納スルモノトス
- 第十四條 前條組合費ノ三分ノ一ヲ本部費ニ充テ三分ノ一ヲ支部費トシ餘ノ三分ノ一ヲ本村基本財産ニ寄附スルモノトス
- 第十五條 臨時緊急ノ費用等ハ有志者ノ寄附金ヲ以テ支辨ス
- 第十六條 本規約ハ協議員三分ノ二以上ノ同意ヲ經サレハ改正スルコトヲ得ス



〔一三〕 青年團

青年團とは年若き男子の修養團體なり。各其修養方面を異にするに従ひて種々の名稱を附す。其重なるものは地方青年團、宗教青年團、鐵道青年團、立憲青年團等なり。左に某地方青年團の規約を掲げて一般の参考に資せんとす。

(一) 何々青年會規約

第一章 總則

第一條 本會ハ青年相互ノ親睦ヲ計リ剛健實實ヲ旨トシ智能ヲ開發シテ地方ノ振興ニ資シ向上進取ノ意氣ヲ盛ニシテ國民精神ヲ發揚シ國家奉行ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス  
第二條 本會ハ何々青年會ト稱ス  
第三條 本會事務所ヲ何縣何郡何村字何區何番地ニ置ク  
第四條 前條何區内ニ住居スル滿二十歲以上滿卅五歲以下ノ男子ヲ以テ本會々員トス但事情ニヨリ特例ヲ設クルコトヲ得  
第五條 軍隊入營中ノ者ハ在外會員トシテ優待スルコトヲ得

第六條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱スル行爲アルモノ、會頭ヨリ忠告書ヲ發シ尙改メサルモノハ評議員會若クハ總會ノ決議ニ依リ除名ス

第二章 事業

第七條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

(1) 國民教育ノ獎勵 (2) 講演會政談會ノ開催 (3) 風俗ノ改善並ニ長慣習ノ保全 (4) 公益ニ關スル事業 (5) 各種運動會其他娛樂ニ關スル事業

第八條 本會ノ事業ハ主トシテ臨時ニ之ヲ行フモノトス

第九條 本會ハ直接青年ニ關係セサル政治運動ニ參加セス但各個人トシテ行動スルコトヲ妨ケス

第三章 役員及評議員

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會頭一名 幹事若干名

會頭ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

幹事ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ處理ス

役員ハ會員中ヨリ選舉シ總會ニ於テ無記名投票ニ依リテ行フ

第十一條 會員所在區域ヲ若干選舉區ニ分テ各區ヨリ一名乃至數名ノ評議員ヲ選出ス役員ハ評議員ヲ兼ヌル事ヲ得

第十二條 評議員會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

(1) 豫算及決算ノ審査 (2) 資産ノ管理並ニ處分ニ關スル件 (3) 事業ニ關スル件 (4) 其他重要事項  
第十三條 役員及評議員ノ任期ハ二年トス



役員評議員中副員ヲ生シタル時ハ補闕選舉ヲ行フ  
補闕員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第四章 總 會

第十四條 定期總會ハ毎年二回三月及七月ニ開キ會務報告役員選舉會員ノ入退會其他ノ事項ヲ議決シ懇親會ヲ開催ス

第十五條 評議員會ニ於テ各員ノ意見滿場一致セサル時ハ會頭ハ臨時總會ヲ召集シ一般會議法ニ準シテ議決ス

第五章 會 計

第十六條 本會ノ經費ハ基本財産其他ヨリ生スル收入又ハ會費ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 豫算及決算期ハ年二回トシ豫算案及決算報告書ヲ定期總會ニ提出スルモノトス  
豫算ニハ本會基本金蓄積ニ關スル項目ヲ設クルコトヲ要ス

附 則

第十八條 本會ハ獨立ノ自治團體ニシテ他ノ助成若クハ掣肘ヲ受ケサルモノトス  
但シ必要アル場合ニ限り他ノ青年團ト連合ヲ策スルコトヲ得

第十九條 本規約ニ特別ノ條項ナキモノニツキ解釋ヲ生ツタル時ハ市町村制ニ準據ス

第二十條 本規約ノ改正ハ總會ニ於テ本會全會員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

〔一四〕 地方少年會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ何々少年會ト稱ス

第二條 本會ハ少年相互ノ親睦ヲ厚シ身体ヲ鍛鍊シ智能ヲ磨キ品性ノ向上ヲ計リ以テ健全ナル國民善良ナル公民タルノ修養ヲナスヲ目的トス

第三條 本會事務所ヲ何々役場ニ置ク

第四條 本會ハ毎年一回定期大會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ

(一)豫算及決算報告 (二)役員選定報告 (三)會員入退會式 (四)其他必要ト認メタル事項

第五條 本會ノ目的ヲ達スルタメ行フ事業ノ概目左ノ如シ  
(一)補習教育ノ施設 (二)講演會ノ開催 (三)兵式及一般運動會ノ舉行 (四)文庫及娛樂ニ關スル施設  
(五)公益ニ關スル作業

第二章 會 員

第六條 會員ヲ分チテ特別會員及正會員トス

第七條 特別會員ハ第九條ノ事業ニ從事セサル事ヲ得但シ之ニ要スル費用ノ分担ヲ免ルルコトヲ得ス

第八條 本會員ニシテ本會ノ体面ヲ汚ス行爲アルトキハ忠告ヲナシ尙改メサルモノハ之ヲ除名ス



第三章 役員

第九條 本會ニ會長一名副會長二名ヲ置キ村長助教學校長等ヲ推舉ス

第十條 本會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ選任ス但シ評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ代理ス

第十二條 各區ニ支部ヲ設ケ區長ヲ以テ支部長トシ委員若干名ヲ支部總會ニ於テ選定ス

第四章 評議員及顧問

第十三條 本會ニ評議員若干名ヲ設ケ半數ヲ正會員ヨリ其中數ヲ特別會員中ヨリ選出ス

第十四條 評議員ノ任期ハ二ヶ年トシ再選ヲ妨ケス

第十五條 評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

(一) 豫算及決算ノ審査 (二) 役員承認ニ關スルコト (三) 特別會員推薦ニ關スルコト (四) 顧問ニ關スルコト

(五) 會則ニ關スルコト (六) 其他重要事項

第十六條 本會ハ本村會議員ヲ以テ顧問トス

顧問會ハ會長ノ諮問ニ答ヘ其必要アル時ハ評議員ヲ招致シテ意見ヲ聞クコトヲ得

第五章 會計

第十七條 本會經費ハ補助金ヲ以テ支辨ス

第十八條 本會ノ作業ニヨル收入ハ全部ヲ村基本財産中ニ寄附スルモノトス

第十九條 本規約中特別ノ規定ナキモノハ自治制ノ規律ニ準據ス

第二十條 本規約ノ改正ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

(一五) 婦人會

婦人會には一般的东西と特殊的东西と二種あり。特殊的东西は看護婦人會

宗教婦人會、處女會等主に専修を目的とするものなり。吾人が茲に述べんとする

は一般的婦人會にして、其組織規律など地方少年會等に準すべきものとす。

(一) 目的 本會は婦人相互の親睦を厚く清潔を重んじ智能を磨き品性の向上を計

り以て健全なる國家の柱石善良なる社界の顧問たるの修養をなすを目的とす。

(二) 會員 本會は義務教育を終りたる年齢程度以上の女子を以て會員とす。

(三) 相談役 地方議會議員の夫人等を相談役とす。

尙社界奉仕の一端として經常費の一部を毎年市町村基本財産に寄附するを可とす



〔一六〕 戸籍法摘要

戸籍法は第一章より第七章に至る。各章の規定する所は左の如し。

第一章は戸籍事務の管掌、第二章は戸籍簿、第三章は戸籍の記載手續、第四章は

届出、第五章は戸籍の訂正、第六章は抗告、第七章は罰則、此の他に附則あり。

(届出) 此の第四章のみは左の十九節に分る。

(一) 通則、(二) 出生、(三) 私生子認知、(四) 養子縁組、(五) 養子離縁、(六) 婚姻

(七) 離婚、(八) 親権及び後見、(九) 隠居、(十) 死亡及び失踪、(十一) 家督相續、

(十二) 推定家督相續人の廢除、(十三) 家督相續人の指定、(十四) 入籍、離籍及び

復籍拒絶、(十五) 廢家及び絶家、(十六) 分家及び廢家再興、(十七) 國籍の得喪、

(十八) 氏名、族稱の變更及び襲爵、(十九) 轉籍及び就籍

(戸籍吏) 戸籍吏として別に吏員を置かず。市は市長又は區長之れを兼ね、町村は

町村長之れを兼ねるなり。

(戸籍役場) これは市役所又は町村役場を以て之れに充つ。但し區長を以て戸籍

吏に充つる場合に於ては區役所を以て之れに充つ。

(戸籍簿) これは何人にも手数料を納付して、閱覽、又は戸籍の謄本若くは抄

本の交付を請求することを得。

(戸籍上届方要旨) これは第四章中より摘要せり。

一、身分に關する届出は其の届出八の本籍地の戸籍役場にするなり。併し其の届

出人が本籍地外に在る場合には、其の所在地の戸籍役場に届出づべきものとす。



一、婚姻、離婚、養子縁組、離縁の届出の氏名は代書を許さず。必ず自分にて氏名を記すべきものなり。依て自分にて氏名をかくこと能はざる者は、本人が自身戸籍役場に出頭して、戸籍吏の面前にて理由を述べて届出るなり。證人として届出る者も之れと同じ。

一、届出人と届出事件の本人と異ふときは、届書に其間の續き柄（届出事件の本人の父母、兄弟）を記載するなり。

一、届出人が戸主でなく家族であれば、届書に戸主の氏名と、届出人と戸主との續き柄とを記載するなり。

一、本籍地の戸籍吏の管轄地外にて届出をするときは、届書は正副二通差出べし

一、届出に因つて、一人又は數人の本籍が一家から他の家に移轉する場合に、兩

家の本籍地が、戸籍吏の管轄を異にするときには、届書正副二通を作り、届出地と兩家の本籍地とが、各戸籍吏の管轄を異にするときには、正本一通副本二通を作つて差出すなり。

一、届書には、總て略字又は符號を用ひずに字畫の明瞭を旨とす。年月日時と年齢等を記す數字は、必ず一二三十廿卅の字を用ひずに、壹貳參拾貳拾參拾の字を用ひるべし。

但し訴訟書類には、尙四五等の字を用ひずに肆伍陸漆捌玖拾陌阡萬の如き字畫の多きものを用ひるを可とす。

一、届書又は申請書の文字は改竄することが出來ず。若し訂正、挿入、削除をせしむるときには、其字數は何字訂正、何字挿入、何字削除と上部の欄外に記入し、



其の訂正、削除を爲すべき文字の前後に括弧を附け、届出人は之に認印を捺し、其の削除したる文字は墨にて消しきらず、又貼紙もせず、尚ほ明かに読み得べきやうに字體を存すべし。

一、紙數貳枚以上に涉るときは契印すべし。以下何の願届書も同じこと故後は略して記さず。

一、子の出生ありたるときには、其の出生の日より十日以内に届けざれば、罰金に處せらる。

一、死亡者ありたるときには届出義務者が、其死亡を知りたる日より五日の内に醫師の診断書を添へて届出べし（變死ならば検案書、又は警察署の檢視調書を添へざる可からず。）

寄留法

(大正三年三月三十日發布)

第一條 九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス本籍ナキ者、本籍分明ナラザル者及日本ノ國籍ヲ有セザル者ニシテ九十日以上一定ノ場所ニ居住スルモノ亦同ジ

寄留ニ關スル事項ハ届出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ寄留籍ニ記載スル事ヲ要ス

第二條 寄留ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス  
戶籍法第三條、第五條及第六條ノ規定ハ寄留ニ關スル事務ニ之ヲ準用ス  
第三條 寄留ニ關スル届出、届出義務者、届出期間、寄留簿其ノ他寄留ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 寄留ニ關スル届出ヲ怠リタル者ハ五圓以下ノ過料ニ處ス  
戶籍法第七十九條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス  
附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



〔一七〕 登記法摘要

不動産登記法は第一章より第五章に至る。各章の規定する所左の如し。

第一章は總則、第二章は登記所及び登記官吏、第三章は登記に關する帳簿、第四章は登記手續、第五章は抗告。

(第四章の登記手續) これは左の四ヶ節に分る。

第一節通則、第二節所有權に關する登記手續、第三節所有權以外の權利に關する登記手續、第四節抹消に關する登記手續。

(登記の要旨) 登記は、所有權、地上權、永小作權、地役權、先取特權、質權、抵當權、又は賃借權等不動産に關する權利の設定、保存、移轉、變更、處分の制

限、又は消滅に付きて申請すべきものにて、主として當事者の申請、又は官廳若しくは公署の囑託あるに依りて爲すべきものなり。

(登記申請の手續) これは登記權利者及び登記義務者、又は其の代理人が登記所へ出頭し、之れを申請するなり。但し、判決又は相續に依る登記ならば、登記權利者のみにて申請するを得。

(登記申請に於ける提出書面) 即ち左の諸書類なり。

(一)申請書、(二)登記原因を證する書面、(三)登記義務者の權利に關する登記濟書、(四)登記原因に付き第三者の許可、同意、又は承諾を要するときは、それを證する書面、(五)代理人に依りて登記を申請するときは其の權限を證する書面。



〔一八〕 貸借心得

民法に據れば貸借には、消費貸借、使用貸借、賃貸借の三種あり。こゝに記さんとする消費貸借は使用するに依りて消費すべき物を目的として貸借することに、借方は借りたる物品を消費し、其の代り借りたる物品と同一の物品を返還するなり。例へば米を借りたらば、もしも、品質異なれば同価格ならざる故、返す物上等に過れば少くなく同價値額分を返し、又之れに反して下等過ぐる物を返さば多くして同價値に相當する數量を返還するが如し。然して麥を借りたらば麥、醬油を借りたらば醬油にて返す類なり。金錢の貸借は、此の消費貸借中の一種なり左に其心得を述べんとす。

(一) 消費貸借の効力 これには豫定の効力あり。例へば甲者が乙者に對して、來る何月何日に是非入用の事ある故、金何程を借入れたしと求め、乙者これを諾せしときには、其の金員は授受せずとも、契約成立したるものと認むるなり。斯く契約の成立ちあるにも拘はらず、契約を履行すべき期日に至り、貸方なる乙者に於て契約通りに履行せざりしときには借方甲者より損害賠償を乙者に請求するを得べし。然れども甲者若し期日前に破産の宣告を受くること有らば乙者は履行するの責無く、効力は全く消滅するものなり。

(二) 連帶債務 これは貸方の強き、借方の弱き貸借にて、貸方たる債權者は、借方たる連帶債務者に對し債務の履行を請求するに、其の選擇權を有し居る故、左の三通りの行爲を爲すことを得。



1、例へば、甲、乙、丙者三名の連帯にて、丁者なる貸主より金三百圓を借入れたる場合に於ては丁者は自己の都合に任せ連帯者三名の中にて資力ありと認むる所の一名に對し、金額三百圓の辨濟を請求することを得るなり。

2、丁者は自己の都合よきに任せて、連帯者甲乙丙の三名共に各自に對し同時に金額の辨濟を請求することを得。

3、丁者は自己の都合よきに任せ、連帯債務者中の甲者のみに對して金額三百圓の請求を爲せしに、甲は百五十圓の資力より無きときは、其の不足分半額を乙者に請求し、乙は資力少なくて僅々十圓を辨濟し得るとすれば、尙ほ殘額百四十圓を丙者に請求することを得るは無論なり。然るに丙は無資力にて、少しも辨濟し能はざれば、其の百四十圓を更に甲に請求することを得るなり。此の場合に甲

者は拒むことを得ざるなり。

つまり借方三人は百圓づゝの責を負ふに非ず。貸方は連帯者の内、辨濟力強きものを目的とするなり。併しながら、連帯者間に於て、債權者が甲のみを相手取りたりとて、乙丙は平氣にては居られず。此請求は、乙丙にも共に請求したるに等しき効力を生ずればなり。されば執達吏來りて甲家に執行すれば尙ほ乙家丙家に來りて強制執行するも拒むことを得ざるなり。

(三) 抵當權 金員の貸には、書入もあれば質入もあり。其の書入なるものは不動産を抵當にして金員を貸借すること故、之れに就きては抵當權の意義を心得ざるべからず。

地所にては建物にても、何れも不動産なる故、抵當となるものなり。船舶は不動



産にあらざれども、準不動産として取扱はるゝを以て、抵當の目的に供することを得るなり。抵當權なるものは、不動産を債權者の手に引渡さずして、其の不動産の上に債權を有するものにて、抵當權にて必要とする條件は左の三件とす。

1、抵當の目的物は必ず不動産に限る事。

2、抵當不動産の占有を移さざる事。

3、低當不動産の上に優先權を有する事。

右の三件具はらざるものは抵當に供するを得ず。然れども地上權、永小作權も抵當權の目的と爲ることを得るなり。

(四) 證書 即ち證文なり。貸方は、私證書のまゝにせずして公正證書に爲し置くべし。若し辨別間違ひて取立つるとき、證書の權利強ければなり。

〔一九〕 諸税法摘要

一營業税法

○物品販賣業 一箇年賣上金額二千圓未満は課せず又米、麥、豆、石油、肥料、烟草、薪炭を販賣する者は卸賣小賣共「甲」を、繭、白絹絲、白絹布、棉花綿、白綿絲、白綿布、白麻絲、白麻布、紙、麥稈眞田、麻眞田、經木眞田、花筵、砂糖、麥粉、燐寸、銅鋼鐵等は卸賣に在ては「甲」小賣に在ては「乙」其他は卸小賣共に總て「乙」の税率とす

○金錢貸付業、物品貸付業 運轉資本金額千圓未満は課せず

○製造業 資本金額千圓未満又は職工勞役者三人未満は課せず

○河送業、印刷業、出版業、寫眞業 從業者三人以上を使用せざる者は課せず

○請負業 請負金額一箇年二千圓未満は課せず

○席貸業 建物賃貸價格百圓未満は課せず

○旅人宿業、料理店業 從業者四人以上を使用せざる者には課せず

○周施業、代理業、仲立業、問屋業、信託業 一箇年報價金額二百圓未満は課せず

○各業從業者 從業者は總て一人毎に金二圓を課す

○各業從業者の内職工勞役者 一人毎に金五十錢を課す



二所得税法

○第一種 法人の所得  
 甲 合名會社、合資會社所得金額を左の各級に區分し遞次稅率を適用す

五千圓以下	千分の四十
五千圓以上	千分の五十
一萬圓以上	千分の六十
一萬五千圓以上	千分の七十
二萬圓以上	千分の八十
三萬圓以上	千分の九十
五萬圓以上	千分の百
七萬圓以上	千分の百十
十萬圓以上	千分の百二十
二十萬圓以上	千分の百三十

乙 株式會社、株式合資會社其の他の法人 千分の六十二、五  
 第二種 公債社債の利子に對しては 千分の二十

○第三種 前二種に屬せざる所得金額を左に區分し稅率を適用す

千圓以下	千分の二十五
千圓以上	千分の三十五
二千圓以上	千分の四十五
三千圓以上	千分の五十五
五千圓以上	千分の七十
七千圓以上	千分の八十五
一萬圓以上	千分の百
一萬五千圓以上	千分の百二十
二萬圓以上	千分の百四十
三萬圓以上	千分の百六十
五萬圓以上	千分の百八十
七萬圓以上	千分の二百
十萬圓以上	千分の二百二十

○第一種の所得は保險會社に在ては各事業年度の利益金又は剩餘金に依り其の他の法人に在ては各事業年度總益金より同年度總損金を控除したる金額に依る  
 ○第二種の所得は其の支拂を受くべき金額に依る  
 ○第三種の所得は俸給、給料、手當、歳費、年金、恩給、退職料、營業に非ざる貸金預金の利子及び第一種第二種に屬せざる總ての所得  
 ○第三種の所得中俸給、給料、手當、歳費に付ては收入豫算年額より其十分の一を控除したるものを以て所得とす  
 ○第三種の所得に付規定に算出したる金額五百圓以下なる時は百五十圓を、七百圓以下なる時は百圓を、千圓以下なるときは五十圓を其所得より控除す

三印紙税法

○財産權の創設、移轉、變更若しくは消滅を證明すべき證書、帳簿及財産權に關する追認若しくは承認を證明すべき證書を作成する者は左項の如く印紙税を納むべし

○借用證書 一通毎に記載高金五圓以上のものに限りに記載高一萬分の五の割合を以て印紙税を納むべし但し印紙税額五十圓なるときは五十圓に止め一錢未満は一錢に切上ぐるものとす

○約束手形 一通毎に其記載高に應じ左の印紙税を納むべし

二百圓以下	三錢	千圓以下	五錢
五千圓以下	十錢	一萬圓以下	二十錢
二萬圓以下	五十錢	三萬圓以下	一圓
五萬圓以下	二圓	十萬圓以下	四圓
十萬圓以上	七圓		

○委任狀 一通毎に印紙税二錢を納むべし  
 ○證書及帳簿 證書は一通毎に帳簿は一冊一年以

内の附込に對し印紙税三錢を納む其種類左の如し  
 ○爲替手形 ○銀行預金證書 ○船荷證券 ○運送貨物引換券 ○倉荷預證券 ○保險證券 ○株券 ○債券 ○株式申込證 ○地上權 ○永小作權 ○地役權に關する證書 ○使用貸借貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證書 ○定款及組合契約書 ○權利の變更に關する證書 ○追認、承認に關する證書 ○物品切手 ○買買仕切書 ○送狀 ○受取書 ○金高記載なき證書 ○擔保品差入證書 ○擔保品預證書 ○通帳  
 ○判取帳 一冊一年以内の附込に對し印紙税二十圓を納むべし  
 ○無稅證書帳簿 左の證書及帳簿は印紙税要せず  
 ○官廳又は公署より發する證書、帳簿 ○官廳又は公署に職を奉する者の職務上發する證書帳簿 ○國庫金の取扱に關し發する證書 ○慈善又は公共事業の爲に發する金員物件寄附に關し人民より官廳若しくは公署に提出する證書 ○俸給、給料、歳費、手當金、年金、恩給、扶助料、旅費及救恤金の受取書 ○小切手 ○金高五圓未満の爲替手形、約束手形



〔110〕郵便電信規則

内國郵便の部

○書 狀 重量四匁迄金  
 ○三錢以上四匁毎に三錢を加ふ  
 ○無封書狀 送状又は保険申込書等の如き大部  
 分印刷したる物にして重量十匁迄金二錢以上十匁迄  
 毎に金二錢を加ふ  
 ○葉書 通常葉書は金一錢五厘、往復葉書は金  
 三錢、封緘端書は三錢  
 ○刊行物 郵便官署の認可したる定期刊行物は重  
 量二十匁迄金五厘以上二十匁迄毎に金五厘を加へ最  
 重三百匁に止む  
 ○商品見本 重量三十匁金二錢以上三十匁迄毎に  
 金二錢を加へ重量百匁に止む  
 ○農産種子 重量三十匁迄金一錢以上三十匁迄毎  
 に金一錢を加へ最重三百匁に止む  
 ○小包郵便 普通は重量二百匁迄金十二錢二百匁

毎に金六錢を加へ又書留は重量二百匁迄十八錢二百  
 匁毎に金九錢を加へ最重何れも一貫六百匁に止む  
 ○郵便容積 通常郵便は長四尺一尺三寸、幅八寸  
 五分、厚五寸以内とし、包郵便は長幅共に二尺以内  
 とし若し幅厚各五寸以内なる物は長三尺迄伸すを得  
 ○書留郵便 通常書留に「書留」と朱書にて表記し  
 普通郵便の外に金七錢を加貼すべし  
 ○留置郵便 通常書狀に「何局留置」と朱書にて表  
 記し普通郵便の外に金三錢を加貼すべし  
 ○配達證明 通常書狀に「配達證明」と朱書にて表  
 記し普通郵便の外に金三錢を加貼すべし  
 ○外國郵便の部  
 ○書 狀 重量九匁三分迄金十錢以上五匁三分迄  
 毎に金六錢を増す制限なし  
 ○葉書 通常は金四錢往復は金八錢にては四  
 寸六分幅一寸九分以内

内國電報

○同一市内 和文片假名十五  
 字以内金十錢五字以内を加ふ  
 △歐文五語以内金十五錢一語を加ふる毎に金三錢を  
 増す  
 ○内地一般 和文片假名十五字以内金廿五錢五字  
 以内を加ふる毎に金五錢を増す△歐文五語以内金三  
 十錢一語を加ふる毎に金五錢を増す  
 ○其他島嶼 小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮、相互  
 間は和文片假名十五字以内金三十五錢五字以内を加  
 ふる毎に金五錢を増す△歐文五語以内四十五錢一語  
 を加ふる毎に金五錢増す  
 ○至急電報 料金の三倍を要す但し同文電報は原  
 信のみ  
 ○追尾電報 追尾一回毎に新に發電したるものこ  
 して其料金を計算す  
 ○再送電報 再送一回毎に新に發電したるものこ  
 して其料金を計算す

○別使配達 着信局所より二里以内は金二十錢二  
 里以上一里以内毎に金十五錢増す内地のみに限る  
 ○書留配達 着信局所より書留郵便にて配達を乞  
 ふ時は一通に付金七錢増す  
 ○電報止寫 一通に付和文は二百字以内毎に金五  
 錢歐文は五十語以内毎に金十錢を要す  
 ○受取證書 送信の際受取證書を得んせば一通  
 に付金三錢を要す  
 ○使用期間 返信料前納證書使用期間は證書發行  
 の日より三十日以内とす  
 ○登記料金 略號登記配達先登記を得んばする時  
 は登記一箇に付年額金十二圓  
 ▲無線電信料  
 ○通電電報 海岸局船舶局共和文十五字以内金二  
 十錢五字以内を加ふる毎に金五錢を増す△歐文五語  
 以内金二十五錢一語を加ふる毎に金五錢を増す  
 ○新聞電報 和文五十字以内毎に金二十錢



三郵電爲替

○爲替に關する訂正通知料▲爲替金渡濟通知料▲爲替金拂渡廢止又は其解除請求料▲爲替金拂渡濟否取調請求料 證書一枚に付郵便に依るものは三錢電信に依るものは電報料に相當する金額

○有効期間經過爲替證書の爲替金拂戻請求料▲亡失毀損汚斑爲替證書の爲替金拂戻請求料 爲替一口に付通常爲替電信爲替共金六錢小爲替金二錢

○電信爲替通報及證書別配達料郵便別配達料に相當する金額

○爲替證書有効期間 發行の日より通常電信共九十日小爲替六十日

一般爲替料		特別地方爲替料	
爲替金額	通常爲替	爲替金額	通常爲替
十圓以內	六錢	十圓以內	十錢
二十圓以內	十錢	二十圓以內	二十錢
三十圓以內	十四錢	三十圓以內	三十錢
四十圓以內	十八錢	四十圓以內	四十錢
五十圓以內	二十二錢	五十圓以內	五十錢
六十圓以內	二十六錢	六十圓以內	六十錢
七十圓以內	三十錢	七十圓以內	七十錢
八十圓以內	三十四錢	八十圓以內	八十錢
九十圓以內	三十八錢	九十圓以內	九十錢
百圓以內	四十二錢	百圓以內	一百圓
小爲替	三錢	小爲替	五錢

〔二二〕 諸願届書式

(一) 出生届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

職業

父 何 某

母 某 某

何男(女) 何 某

出生ノ時 何年何月何日午前(後)何時

出生ノ場所 府縣郡市町村番地

右出生届出候也

年月日

右届出人

父 何

何市區町村長氏

名殿

某印

年月日生



(二) 私生子認知届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
職業何某續柄

母 何 某  
私生子男(女) 某

右私生子認知候間此段及御届候也  
年月日生

年 日 日

府縣郡市町村番地(戸主族稱)

何某續柄)職業

認知者 何

某印

年月日生

何市區町村長氏 名殿

(備考) 戸籍法第八十四條ノ場合ニハ  
此ノ届書ニ裁判確定ノ日ヲ記載スル  
コトヲ要ス

(三) 養子縁組届 (其一)

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

養父職業 何 某

年月日生

養母職業 某

年月日生

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

何某續柄職業

養子 何 某

年月日生

本籍地同上

養父 何 某

右養子縁組致候間此段及御届候也

右實母

某

年 月 日

届出人養父何 某印

同 養 母 某印

同 養 子何 某印

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

年月日生

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

年月日生



右養子縁組ニ同意致候也

府縣郡市町村番地

同意者 養子某實家ノ戸主

何 某印

同意者 養子某ノ父

何 某印

同意者 養子某ノ母

某印

何市區町村長氏 名殿

(備考) 此ノ例ハ養子カ十五歳以上ノ者ニシテ嫡子タル場合ヲ示シタルモノナリ

養子カ十五歳未滿ノ場合ハ之ニ代リテ其ノ父母承諾者トシテ養父母ト共ニ署名捺印スルコトヲ要ス(戸籍法第九十條參照)

養子カ庶子タル場合ハ届書中實母ト同意者ノ母トノ氏名異ルモノトス此ノ場合ハ同意者トシテ「嫡母」ト記載スルコトヲ要ス(其ニ以下略ス)

(四) 婚姻届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

(戸主族稱何某續柄)職業

夫 何 某 年月日生

右 父 何 某 年月日生

右 母 何 某

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

何某續柄職業

妻 何 某 年月日生

右 父 何 某

右 母 何 某

右婚姻候間別紙何々同意證書相添へ此段及御届候也

年月日

何 某印

何 某印

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

何市區町村長氏 名殿

年月日生



(五)

入夫婚姻届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
(戸主族稱何某續柄)職業

妻 何 某

年月日生

右 父 何 某

右 母 某

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

何某續柄職業

夫 何 某

年月日生

右 父 何 某

右 母 某

右入夫婚姻候間(右入夫婚姻ト同時ニ  
入夫ヲシテ戸主タラシメ候間)別紙何  
々同意證書相添へ此段及御届候也

年月日

何 某印

何 某印

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

年月日生

府縣郡市町村番地(族稱)職業

證 人 何 某印

年月日生

何市區町村長氏 名殿

(六)

婚姻同意證書

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
職業

夫 何 某

府縣郡市町村番地戸主(族稱)

何某續柄職業

妻 何 某

右當事者ノ婚姻ヲ爲スコトニ同意候也

年月日

同意者 右夫某ノ父

何 某印

同意者 同 母

某印

同意者 右妻某實家ノ戸主

何 某印

同意者 右妻某ノ父

何 某印

同意者 同 母

某印

(備考) 此ノ同意證書ハ夫カ滿三十歳  
以上及ヒ妻カ滿二十五歳以上ノ場合  
ニハ之ヲ要セス但シ當事者カ家族ナ  
ルトキハ戸主ノ同意ノミヲ要スルモ  
ノトス



(七) 死亡届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
(戸主族稱何某續柄)職業

死亡者 何 某

右何年何月何日午前(後)何時何郡市町村番地ニ於テ死亡候間別紙醫師ノ診断書相添へ此段及御届候也

年月日

届出人 同居者(戸主)

何 某(印)

何市區町村長氏 名殿

(八) 家督相續届 (其二)

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
職業

家督相續人前戸主某續柄

何 某

右何年何月何日前戸主某死亡(隱居)ニ因リ家督相續戸主ト爲ル  
右家督相續及御届候也

年月日

届出人 何 某(印)

何市區町村長氏 名殿

(其二以下略ス)

(九) 入籍届

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
入籍スベキ家ノ戸主

何 某(甲)

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
何某續柄

入籍スベキ者 右某(甲) 何某(乙)  
續柄

年月日生

右入籍候間別紙何々同意證書相添へ此段及御届候也

年月日 何 某(甲)(印)

何市區町村長氏 名殿

(一〇) 入籍同意證書

府縣郡市町村番地戸主(族稱)  
何某續柄

何 某

年月日生

右某カ何府縣何郡市町村番地戸主(族稱)何某ノ家ニ入籍スルコトニ同意致候也

年月日

入ルヘキ家ノ戸主

何 某(印)

去ルヘキ家ノ戸主

何 某(印)



(一) 分家屬

府縣郡市町村番地戸主(士族)

本家ノ戸主 何 某(甲)

府縣郡市町村番地職業

分家ノ戸主ト爲ルヘキ者

某(甲)續柄 何 某(乙)

年月日生

府縣郡市町村番地

右 父 何 某

右 母 某

分家ノ家族ト爲ルヘキ者

某(乙)妻 某

年月日生

府縣郡市町村番地

右 父 何 某

右 母 某

右分家候間別紙戸主ノ同意證書相添ヘ此段及御届候也

年月日

右

何 某(乙)印

何市區町村長氏 名殿

(一) 告訴狀

何府縣郡市町村(大字)番地(族稱)職業

告訴人 何 某

何府縣.....

被告人 何 某

告訴ノ事實

右被告人何某ハ何年月日告訴人方ニ來リ何々ヲ暫時貸與サレタシト懇請セシヲ以テ何月日ニハ相違ナク返還スベキ約ヲ以テ貸與シタルニ爾後幾十日ヲ經過スルモ未タ返還セス依テ告訴人ハ數次督促スルモ被告人ハ言ヲ左右ニ託シテ返還セス剩

ヘ該品ヲ自己ノ所有物ナリト稱シ私カニ

何府縣市區町村番地何某ヘ金何圓ニテ賣却セリ

右ハ被告人何某ハ告訴人所有ノ前記物品

ヲ借受ケ告訴人ノ承諾ヲ得スシテ之レヲ

賣却シタルモノニシテ當初被告人ハ該物

品ヲ告訴人ヨリ詐取スルノ意志ナカリシ

トスルモ刑法第二百五十二條ニ該當スル

押領罪ヲ犯シタルモノナリトス

證憑及參考

前述ノ事實ハ左記ノ證憑ニ因リテ明確ナリトス



一 告訴人カ前記物品貸與ノ當時告訴右刑事訴訟法第四十九條乃至第五十一條ニ依リ及告訴候也

二 告訴人カ被告人ニ對シ數回該物品ノ返還ヲ請求シタルニ言ヲ左右ニ託シテ之ニ應セサリシコトハ告訴人ノ使トシテ返還ヲ請求セシ告訴人ノ雇人何某カ之レヲ立證シ得ルコト

三 被告人カ該物品ヲ自己ノ所有ナリト稱シテ何府縣郡市區町村(大字)番地何某ニ賣却セシコトハ右何某ニ於テ立證シ得ルコト

年 月 日

右告訴人 何 某

何地方裁判所檢事正(又ハ何々警察署長、司法警察官何々)氏 名殿

(二三) 告發狀

何府縣郡市區町村(大字)番地 族稱、職業

告發人 何 某

何府縣……………

被告人 何 某

告發ノ事實

右告發人カ何年何月日午前(後)何時頃何府縣郡市區町村(大字)番地々先通行ノ際右被告人ハ何府縣郡市區町村(大字)番地族稱職業何某ヲ洋杖(又ハ棍棒或ハ何々)ヲ以テ亂打シ被害者カ爲メニ昏倒スルヤ

被告人ハ直ニ逃走セリ依テ告發人ハ近隣ノ者及通行人等ト共ニ被害者何某ヲ同所附近何番地ノ醫師何某方ヘ連レ行キ應急ノ手當ヲ爲サシメタルニ其ノ創傷ハ何々ニシテ即チ被告人何某ハ傷害罪ヲ犯シタルモノトス

證憑及參考

- 一 告發人及近隣ノ人何某カ現ニ其ノ犯罪行爲ヲ目撃セリ
- 一 醫師何某ノ診斷書
- 一 犯罪ニ使用シタル洋杖(又ハ棍棒或ハ何々)



一 何々

右刑事訴訟法第五十三條ニ依リ及告發候也

何地方裁判所檢事正(又ハ何警察署司法警察官何々)氏 名殿

(二四) 失火届しつかりごんげ

何府縣郡市區町村(大字)番地族稱職業

何 某

昨(本)日午前(後)何時私居宅裏納家ヨリ出火致シ該納家一棟燒失致候出火ノ原因ハ不明ニ有之候此段及御届候也

年月日 右

何警察署(分署)長何々氏 名殿 何 某

(二五) 改印届かいはんごんげ

印鑑(印) 住所 姓名

私儀從來相用居候實印紛失(又ハ毀損)致候ニ付印鑑ノ通リ改印致候間此段及御届候也

年月日

何府縣郡市區町村(大字)番地族籍職業

何市區町村長氏 名殿 何 某

(二六) 履歴書りれきしょ

何府縣郡市區町村(大字)番地族籍職業戶主(又ハ何某何男、女或ハ弟、姉、妹)

何 某

一 何年月日何學校へ入學シ何年月日何學科卒業

一 何年月日何學校ニ於テ何々ノ賞ヲ受ク

一 何年何月ヨリ何地ノ何某ニ就何々學修業何年月日退學ス

一 何年月日何府縣郡市區ニ於テ何々



ヲ拜命何所ニ勤務シ現今ニ至ル (又  
ハ何年月日ニ至リ辭職ス)

一 刑罰ニ處セラレタルコト無之

一 破産處分ヲ受ケタルコト無之

一 何々

一 何々

右ノ通り相違無之候

年月日

右  
何 某

何々氏 名殿

(二七) 一般心得べき事

以上の外官公所に對する願書届書等千差  
萬別にして一々記すこと能はず。場合に  
應じて其筋に問ひ合せ、あまり知つたふ  
りをすべからず。代書人のある所にては  
之に書かすべし。

文面を三讀して後捺印すべし。

# 附 録

## (一) 社會主義批判

本書終りに臨み賢明なる諸君の奮起を希ふべき緊急動議を提出して結論に代  
んとす。即ち『速に社界政策を躬行すべし』と云のである。左に提出の理由を述  
べや。

(一) 教育の普及は有産者と無産者との知識を平均せしむ。智能の發達した者が冷  
遇せられて不平をいふは當然の歸結である。いやしくも國家に於て國民教育の必  
要を認める以上、一般人民の地位の向上を阻止するは、矛盾の甚だしきものであ  
る。よろしく社會政策を躬行して貧富の懸隔を少なからしめねばならぬ。かくい



へば世人は余を共産主義者ではないかと疑ふであらう。無政府主義者の片破れではあるまいかと注目するかも知れない。けれども吾人は決して斯かる社會主義を奉ずるものではない。左に之を辯明しやう。

(二) 社會主義者は土地を社會の共有物なりといふも然らず。土地は人間社會の共有物でもなく、動物や植物の占有物でもなく、悉く天のものである。故に天に代つて萬物を支配し給ふ。上御一人に歸屬する。これは我神代史に明かに示されてゐる。従つて法律上の所有權といふのは實は拜借地權に他ならぬ。而して此光榮ある地權を拜する地主が他人に轉貸。袖手して多額の利得を貪るは許すべからざることと思ふ。なせなれば所有權を得たといふ事が既に無上の名譽であるから物質上の利得は單に國税を納むる程度にても當人の生活に差支がないからである。

それだけの餘裕のないものが他に轉貸する條理は有るまい。しかしながら人間は慾の上にも慾のつくものであつて理屈通りにはゆかない。理屈は如上の通りにしても今の借地人が例へば地主であつたとしたなら吾輩の此の説を嬉ばぬだらう。茲に於て國家の力を以て社會政策を躬行する必要を感じるのである。

(三) 社會主義は一種の道徳なり。古昔支那に於て孔子孟子の徒現はれ盛んに社會主義を唱へ、眼中王侯貴人なく、諸侯恐れて危険人物とみなした。其説は今に道徳の一部として残つてゐる。今の社會主義も後日道徳の一部をなす事明かである。さて宗教道徳は一の理想である。法律は實際である。實際は理想通りに行はるべきものではない。故に宗教説や社會主義は其まゝ法律とするわけにゆかぬ。而しながら其議論は尊重しなければならぬ。これ余が現行法律の範圍内にて社會主義



的政策を躬行すべしといふ所以である。然らば如何なる政策を行ふべきか。吾人の思考する所によれば、國家の富強を計る政策と社會主義的政策とは全然一致するものである。以下項を改めてその富強政策即ち社會政策を具体的に説明するであらう。滿堂の御賛成を乞ふ。

(二) 國家富強策

吾人は本書卷頭に於て國民自覺の急務なることを説破した。國民の自覺は學術を修め、諸法式を辨へ、文藝技術に長じ、處世の心得を會得し、政治法制を究め而して後沈思熟考して始めて其域に達するであらう。教育の普及の一日も緩うすべからざる所以である。

(一) 學校教育に兵科を増設すべし 人類の文化に對し其秩序を保つため、共同防衛、皆兵主義の必要なることは論をまたす。然るに現今の教育に於て自衛の精神を徹底せしむる施設を欠いてゐる。中等學校以上のものには不完全ながら兵式体操を授くるも其何が爲なるやは教師も生徒も知悉しないのである。甚だしきは近



く戦争を始める準備かなどの様に思つてゐる。義務教育に於ては臣民皆兵の主旨により殊に必要なる事項なるに、施設の完全を計らない。よろしく兵科を置きて國民訓練の基準を定めなければならぬ。これ社會平和の大精神を會得せしむるの道として躬行せざるべからざる政策の第一義である次に

(二) 官治行政を刷新すべし。萬機公論に決するの御聖旨に基き、普通選挙によつて、多数の貧民代表者を衆議院に送り、下民の意を天聽に達するの必要なるはいふまでもなし。現今法令によつて行はるゝ官治行政について見るに、資産家の利となる條項は速かに實行するも、下級社會一般の福利を増進するの施設は兎角なほざりになりやすいのである。政治家の誠信公正を尙ぶべきことは、我國三種の神器の一たる御鏡によつて教示せられてゐる。政治の腐敗は財物に目がくらんで

起る場合が多い。上の行ふ所下之に習ふ。労働争議を絶滅せしめんとするならば先づ爲政者の慾心を去るべし。さらば社界の士氣は期せずして新になるであらう

(三) 自治行政の振興を計るべし。これ富國の大本である。國家は市町村の集合せるものを領土とするものであるから、市町村が富んだなれば國家が富んだことゝなるわけである。吾人は市町村を以て一家族と信するものである。市制第九條町制第八十九條に定められたる基本財産の收益によつて此大家族を養つてゐる市町村が一つでもあるかどうか。世人は家族制度の眞の意義を誤解してゐるのである。この事は短時間に説明が出来兼ねるから他日諸君と面接の上談議しやう。

要するに個人の利害は多少犠牲になつても、此大家族の財産を増殖する一事によつて始めて國富み民豊かとなるのである。







〔四〕 全國長者鑑

東京 億五千萬圓 (男爵) 三井八郎衛門	東京 億五千萬圓 (男爵) 岩崎小彌太	東京 億五千萬圓 (男爵) 住友吉左衛門	東京 億五千萬圓 (男爵) 藤田平太郎	東京 億五千萬圓 (男爵) 安田善次郎	東京 億五千萬圓 (男爵) 久原房次郎	東京 億五千萬圓 (男爵) 勝田銀次郎	東京 九千萬圓 (男爵) 古河虎之助	東京 八千萬圓 (男爵) 大倉喜八郎	大阪 五千萬圓 (男爵) 林竹三郎	神戶 四千八百萬圓 (男爵) 川崎芳太郎	神戶 三千八百萬圓 (男爵) 鈴木研太郎	兵庫 三千五百萬圓 (男爵) 河内辰馬	西宮 三千五百萬圓 (男爵) 高田慎藏	東京 三千五百萬圓 (侯爵) 前田利為	大阪 三千萬圓 (男爵) 岸本吉右衛門	大阪 三千萬圓 (男爵) 鴻池善右衛門	大阪 二千八百萬圓 (男爵) 岸本五兵衛	大阪 二千六百萬圓 (男爵) 範田龍太郎	
東京 二千六百萬圓 (公卿) 淺野總一郎	東京 二千五百萬圓 (公卿) 島津忠重	東京 二千五百萬圓 (公卿) 竹原友三郎	東京 二千五百萬圓 (公卿) 渡邊治右衛門	東京 二千五百萬圓 (公卿) 小寺讓吉	東京 二千五百萬圓 (公卿) 加島安治郎	東京 二千五百萬圓 (公卿) 山下龜三郎	東京 二千四百萬圓 (公卿) 村井吉兵衛	東京 二千四百萬圓 (公卿) 峰島茂兵衛	東京 二千四百萬圓 (公卿) 鍋島直大	東京 二千四百萬圓 (公卿) 德川賴綱	東京 二千四百萬圓 (公卿) 山口玄洞	東京 二千四百萬圓 (公卿) 岩田惣三郎	東京 二千四百萬圓 (公卿) 野村德七	東京 二千四百萬圓 (公卿) 山口吉郎兵衛	東京 二千四百萬圓 (公卿) 前川太郎兵衛	東京 二千四百萬圓 (公卿) 松平賴嘉	東京 二千四百萬圓 (公卿) 松浦厚	東京 二千四百萬圓 (公卿) 藤田文子	東京 二千四百萬圓 (公卿) 緒明圭造
大阪 千百萬圓 (公卿) 岸本兼太郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 鳥德藏	大阪 千百萬圓 (公卿) 廣海二三郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 和田忠道	大阪 千百萬圓 (公卿) 酒井忠道	大阪 千百萬圓 (公卿) 伊藤長次郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 毛利元昭	大阪 千百萬圓 (公卿) 後野長動	大阪 千百萬圓 (公卿) 本間光輝	大阪 千百萬圓 (公卿) 安川敬一郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 大家七平	大阪 千百萬圓 (公卿) 若尾富太郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 若尾民藏	大阪 千百萬圓 (公卿) 茂木惣兵衛	大阪 千百萬圓 (公卿) 塚本定右衛門	大阪 千百萬圓 (公卿) 寺田甚與茂	大阪 千百萬圓 (公卿) 松平康莊	大阪 千百萬圓 (公卿) 山口達太郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 尼崎伊三郎	大阪 千百萬圓 (公卿) 森岡平右衛門

國民百科全書

終り

大正十一年八月十日印刷  
大正十一年八月二十日發行

大正新刊國民百科全書附

定價金參圓五拾錢

著作權  
所有

著者 大阪市南區難波新地賑橋南 足立 床 岳

發行者 大阪市南區難波新地四番町十二番地 足立 藤 一

印刷者 大阪市西區江戶堀上通二丁目百十二番屋敷 矢尾 彌 市 郎

發行所 大阪市南區難波新地四番町賑橋南 日 進 堂



謹告

本書ハ各地勞働組合參考用、青年團補習用、少年會教科書、婦人會用等トシテ認定セラル、  
場合、共同御購入ニ際シテハ特別割引可仕此  
段及謹告候也

日進堂御賣部

大正十一年八月二十日



759  
987



終

